



埼玉県報

第491号
令和6年(2024年)
2月20日
火曜日

目次

告示

- 次期財務会計システムソフトウェア賃貸借に関する入札公告（情報システム戦略課）
- 特例認定特定非営利活動法人の特例認定の失効に係る公告（共助社会づくり課）
- 行田都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 大規模小売店舗の変更に係る公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る公示（商業・サービス産業支援課）
- 県道熊谷羽生線の区域の変更（行田県土整備事務所）
- 県道熊谷羽生線の供用の開始（行田県土整備事務所）
- 選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）

正誤

- 埼玉県公営企業管理規程第7号中訂正（公営企業・総務課）

告 示

埼玉県告示第四百四十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和六年二月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

次期財務会計システムソフトウェア賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

令和7年3月1日（土）から令和12年2月28日（木）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県企画財政部情報システム戦略課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和4年埼玉県告示第747号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 本件業務について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明し

た者であること（詳細は入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県企画財政部情報システム戦略課業務システム最適化推進担当 福森、坂本 電話048-830-2269（直通） 電子メールa2290-39@pref.saitama.lg.jp

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

秘密保持誓約書の提出を行った者に対して、電子メールにより交付する。

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和6年3月29日（金）午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和6年3月28日（木）午後5時まで

なお、郵送の場合は書留郵便によること。

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県企画財政部情報システム戦略課 令和6年3月29日（金）午前11時

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和6年3月15日（金）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和6年3月1日（金）午後5時までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) 特記事項

令和6年度の歳入歳出予算が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Lease of the financial accounting system software

(2) Deadline for Submissions:

By the electronic bidding system: 10:00 a.m., Friday, March 29, 2024

By registered mail or in person: 5:00 p.m., Thursday, March 28, 2024

(3) Date, Time, and Place of Bidding:

11:00 a.m., Friday, March 29, 2024

Information Systems Strategy Division, Department of Planning and Finance

(4) Contact Information:

Promotion of Business System Optimization Group

Information Systems Strategy Division, Department of Planning and Finance, Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Tel. 048-830-2269

Email: a2290-39@pref.saitama.lg.jp

告 示

埼玉県告示第四百四十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第六十一条の規定により、特例認定特定非営利活動法人の特例認定が失効したので、同法第六十二条において準用する同法第五十七条第二項の規定により公示する。

令和六年二月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

特定非営利活動法人今様草加宿

二 代表者の氏名

長谷部 健一

三 主たる事務所の所在地

埼玉県草加市住吉一丁目四番十二号百一

四 失効日

令和六年二月十八日

告 示

埼玉県告示第四百四十八号

行田市から行田市都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和六年二月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第四百四十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年二月二十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

リプレ川口二番街

埼玉県川口市川口三丁目三百九十番地

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社新都市ライフホールディングス 代表取締役 新居田滝

人

東京都新宿区西新宿六丁目八番一号

（変更後）株式会社新都市ライフホールディングス 代表取締役 新居田滝

人

東京都新宿区西新宿六丁目五番一号

ハ 変更年月日

令和五年七月一日

ニ 届出年月日

令和六年二月九日

二 縦覧期間

令和六年二月二十日から令和六年六月二十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和六年二月二十日から令和六年六月二十日まで

口 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第百五十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年二月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

リプレ川口二番街

埼玉県川口市川口三丁目三百九十番地

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）第一駐車場 位置 図面省略 収容台数 十六台

（変更後）第一駐車場 位置 図面省略 収容台数 六台

第二駐車場 位置 図面省略 収容台数 四台

第三駐車場 位置 図面省略 収容台数 六台

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 一か所 位置 図面省略

（変更前）出入口の数 三か所 位置 図面省略

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）第一駐車場 午前八時四十五分から翌午前零時

（変更後）第一駐車場 午前零時から翌午前零時

第二駐車場 午前零時から翌午前零時

第三駐車場 午前零時から翌午前零時

ハ 変更年月日

令和六年三月二十二日

ニ 届出年月日

令和六年二月九日

二 縦覧期間

令和六年二月二十日から令和六年六月二十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和六年二月二十日から令和六年六月二十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年二月二十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年二月二十日

埼玉県行田県土整備事務所長 酒 井 敦 司

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 熊谷羽生線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>同市志多見字上川面一六二番五地先 まで</p>	<p>加須市志多見字上川面一三三番一地 先から</p>	<p>区 間</p>
<p>一一・二八ゝ 一一・三〇</p>	<p>九・五九ゝ 一一・一八</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>一三二・九〇</p>		<p>延 長 (メートル)</p>
		<p>備 考</p>

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年二月二十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年二月二十日

埼玉県行田県土整備事務所長 酒 井 敦 司

熊谷羽生線	路線名
加須市志多見字上川面一三三番一地从先から 同市志多見字上川面一六二番五地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る)	供用開始の区間
令和六年二月二十日	供用開始の期日
令和六年二月二十日付け埼玉県行田県土整備事務所長告示第二号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。延長一三二・九〇メートル	備考

告 示

埼玉県選管告示第三号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和六年二月二十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

一 日時 令和六年二月二十二日 午後二時

二 場所 選挙管理委員会室

三 議題

ア 公職選挙法施行令の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定について

イ その他

正 誤

埼玉県公営企業管理規程第七号（令和五年十二月二十六日第四百七十七号）中訂

正

ページ 行

一 後ろから十七

誤

職員の給与に関する条例

正

、職員の給与に関する条例

ページ 行

四 前から一

誤

別表第二の表中備考以外の部分

正

別表第二